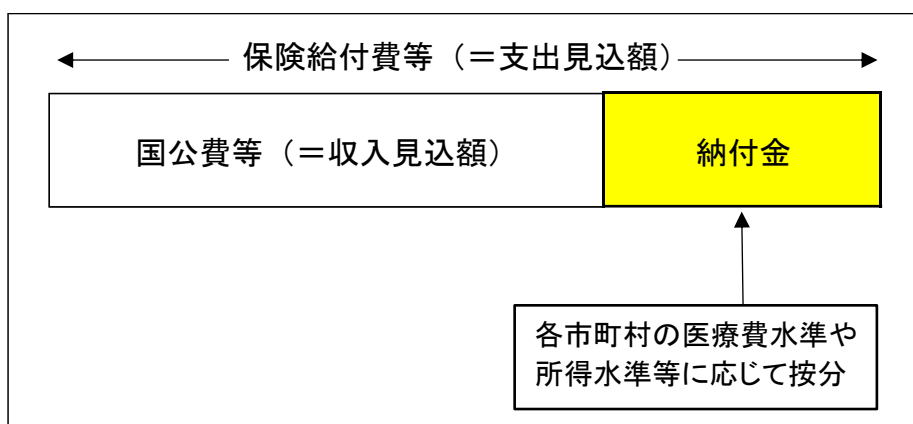


令和 5 年度国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率の算定結果について

1 国保事業費納付金の概要

- 納付金は、市町村の保険給付等に要する費用を賄うために都道府県が市町村から徴収する負担金である。
- 県は、県内の保険給付費及び後期高齢者支援金、介護納付金の支出見込額を推計し、そこから国公費等の収入見込額を控除して、納付金総額を算出する。
- 市町村ごとの納付金は、医療費水準（ $\alpha = 1$ ）や所得水準、被保険者数等に応じて、按分する。

【国保事業費納付金算定のイメージ図】



2 令和 5 年度国保事業費納付金算定結果

- 令和 5 年度の国保事業費納付金の総額は、2,569 億円で、前年度に比べて 124 億円増加。（市町村別内訳は資料 2 別紙 1 参照）
- 令和 5 年度国保事業費納付金の増加は、一人当たり保険給付費の増加や後期高齢者支援金の増加に加え、国庫返還への充当によって、国保事業費納付金の減額に活用できる令和 3 年度決算剰余金が無いこと等が要因である。

【令和 4 年度との比較】

- ・一人当たり保険給付費：18,784 円増加（+5.94%）
- ・後期高齢者支援金：95 億円増加（+9.34%）
- ・活用する決算剰余金：72 億円減少（R4 年度:72 億円 → R5 年度:0 円）
- 一人当たり納付金は 157,307 円で、前年度に比べて 13,120 円（9.1%）増加。（市町村別内訳は資料 2 別紙 2 参照）
- ・納付金の総額の増加に加え、被保険者数が前年度に比べて約 6.3 万人（3.71%）減少すること等によるものである。

【国保事業費納付金】

区 分	令和 5 年度	令和 4 年度	比較	
	①	②	①－②	①/②
総 額	2,569 億円	2,445 億円	124 億円	105.06%

3 標準保険料率の算定について

(1) 標準保険料率の概要

- 標準保険料率は、法令で定められた統一の算定ルールに基づき県が算定した理論上の値であり、市町村間や都道府県間の比較を可能とし、保険料率の「見える化」を図る。
- 算定にあたっては、一般会計からの決算補填等を目的とした法定外繰入や財政調整基金からの繰入等を行わないものと仮定して算定する。
- 各市町村の保険料（税）の決定においては、標準保険料率を参考に、当該市町村の国民健康保険加入者の所得、世帯の状況、保険料（税）水準等を総合的に勘案して行う。そのため、県が示す標準保険料率と各市町村が実際に算定する保険料（税）率は異なる。

(2) 標準保険料率の算定結果（資料2別紙3-1～3のとおり）

種 類	概 要
都道府県標準保険料率（別紙3-1参照）	都道府県間で比較ができるよう、全国統一の算定基準（2方式）による当該都道府県の保険料率の標準的な水準を表すもの。（各都道府県で1つ算定）
市町村標準保険料率（別紙3-2参照）	県内の市町村間で比較ができるよう、都道府県内統一の算定基準（3方式）による市町村ごとの保険料率の標準的な水準を表すもの。（市町村ごとに算定）
市町村標準保険料率（各市町村の算定方式によるもの）（別紙3-3参照）	実際に各市町村が設定する保険料率と比較ができるよう、各市町村の算定基準（2・3・4方式）による市町村ごとの保険料率の標準的な水準を表すもの。（市町村ごとに算定）